

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 25 日

金 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

○富山県消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県行政組織規則の一部を改正する等の規則	2

規 則

富山県消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 6 号

富山県消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県消費生活センター条例施行規則（昭和46年富山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和46年富山県条例第29号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第 2 条第 1 項中「センター」を「消費生活センター」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「センター」を「消費生活センター」に改める。

第 4 条中「センター」を「消費生活センター」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（公示事項）

第 4 条 条例第 3 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 消費生活センターの名称及び住所
- (2) 条例第 4 条第 1 号に規定する業務を行う日及び時間

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(県民生活課)

富山県行政組織規則の一部を改正する等の規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第7号

富山県行政組織規則の一部を改正する等の規則

(富山県行政組織規則の一部改正)

第1条 富山県行政組織規則(平成6年富山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第79条の表富山県看護系高等教育機関整備検討委員会の項を削る。

(富山県看護系高等教育機関整備検討委員会規則の廃止)

第2条 富山県看護系高等教育機関整備検討委員会規則(平成27年富山県規則第8号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 課)